

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月25日

【会社名】 NISSHA株式会社

【英訳名】 Nissha Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木 順 也

【本店の所在の場所】 京都市中京区壬生花井町3番地

【電話番号】 (075)811-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 兼 最高財務責任者 神 谷 均

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー

【電話番号】 (03)6756-7500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 井 ノ 上 大 輔

【縦覧に供する場所】 NISSHA株式会社 東京支社
(東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2022年3月23日の第103期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- ① 当社グループの事業領域が拡大および今後の事業展開に対応するとともに、事業の現状に即した目的事項に整理するため、事業目的の変更を行うものです。
- ② 2021年6月16日付でその一部が施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、場所の定めのない株主総会が開催できるよう、条項の追加を行うものです。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供措置に備えるため、所要の変更を行うものです。
- ④ 将来的な経営体制の強化に備えるため、新たに取締役副会長を定めることができる旨の文言を追加する一方、執行役員制度の運用により実質的に廃止している専務取締役および常務取締役の役付にかかる文言を削除するものです。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、鈴木順也、井ノ上大輔、渡邊亘、西本裕、磯尚、大杉和人、アスリ・チョルパン、松木和道、竹内寿一の9名を選任するものです。なお、大杉和人、アスリ・チョルパン、松木和道、竹内寿一の各氏は社外取締役です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、今井健司氏を選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成割合(%) (注)3	決議 結果
第1号議案 定款一部変更の件	377,856	58,558	66	(注)1	86.46	可決
第2号議案 取締役9名選任の件						
鈴木 順也	412,846	23,616	21	(注)2	94.47	可決
井ノ上大輔	435,730	736	21		99.70	可決
渡邊 亘	435,775	691	21		99.71	可決
西本 裕	435,763	703	21		99.71	可決
磯 尚	435,752	714	21		99.71	可決
大杉 和人	435,647	819	21		99.68	可決
アスリ・チョルパン	435,756	710	21		99.71	可決
松木 和道	435,689	777	21		99.69	可決
竹内 寿一	435,990	476	21		99.76	可決
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2		
今井 健司	429,804	6,275	405		98.35	可決

- (注) 1. 第1号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものです。
2. 第2号議案および第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものです。
3. 賛成割合につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数(本総会前日までの議決権行使分および当日出席の株主分)を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算し、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日の出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。